

発熱外来認定制度による診察・検査を行う場合の 手順と留意事項（1 / 2）

発熱外来認定医療機関は、新型コロナウイルス感染リスクのある方に対し診療の一環として検査を実施します。診療の際にはSpO2の測定を推奨します。

① 準備

- はじめに「発熱外来認定医療機関運営マニュアル」を読みます。
- どのような場（屋内、屋外、在宅（居宅）、施設）で診察・検査を行うのかを検討します。
- 感染対策、検査体制の確保を行います。
- 民間検査機関と検体検査の委託契約を締結します。
- 感染対策、検査体制等に関する基準に適合していることを確認します（自主検査の実施）。
- 申請書と自主検査結果の届出書兼誓約書を県（地域医療連携課）に提出します。
- 認定申請書の提出と同時に、感染症法第15条に基づく調査に関する委託契約に係る契約書類を提出します。

② 診察・検査の準備

- 患者や家族、施設から受診の求めがあった場合、受診予約の調整を行います。
- マニュアルを参考に事前準備を行います。

③ 診察、検体採取

- ゾーニングにより設定した汚染区域と清潔区域を厳守し、適切な感染防御（PPEの装着等）を実施した上で診察を行います。
- 検体を採取し、適切に保管します。

④ 支払・事後説明

- 患者から、診療に係る自己負担分を徴収します（接触機会を減らすため、後日徴収の対応も検討します）。
- 検査を受けた患者に対して、生活上の注意点等の指導をします。

発熱外来認定制度による診察・検査を行う場合の 手順と留意事項（2 / 2）

⑤消毒等

- 検体を採取する環境に応じて、消毒や換気、従事者のPPEを交換します。
- 汚染区域に持ち込んだ物品についても、手袋等を装着した上で消毒します。

⑥検体搬送

- 検査機関の検体搬送上の指示に留意しながら、検体搬送の準備をします。
- あらかじめ定められた方法で、検査を担当する機関や部門へ提出します。

⑦保健所への報告（疑似症の発生届）

- 診察の結果、新型コロナウイルス感染症を疑い、検体採取を実施したときは、発生届（疑似症）を患者居住地の保健所へ提出します。

⑧民間検査機関等からの検査結果の受領

- 自院で検査を実施する場合を除いて、民間検査機関等の検査を委託した先から検査結果を受領します。

⑨保健所への報告（検査結果の報告）

- 県保健研究センター又は奈良市保健所に検査を依頼した場合を除き、検査結果が判明次第、結果を患者居住地の保健所へFAXにて報告します。
- 陽性の場合、上記の保健所へ電話でも連絡します。

⑩患者への連絡

- 検査委託先にかかわらず、検査結果を患者に説明します。
- 陽性の場合、保健所から入院調整についての連絡があることも伝えます。